

令和5年度 第4回猪名川町農会長会次第

日 時：令和6年1月18日（木）

午後6時30分～

場 所：猪名川町立中央公民館視聴覚ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議・報告事項

(1) 猪名川町農業環境課関係

- ①令和5年度及び令和6年度経営所得安定対策等交付金について・・・P 1
- ②水田活用直接支払交付金における交付対象水田の見直しについて・・・P 8
- ③令和6年度営農計画書における水張面積の設定について・・・・・・P 1 1
- ④令和6年産米の生産目安について・・・・・・P 1 3
- ⑤人・農地プラン地域計画について・・・・・・P 2 1
- ⑥令和6年度農会長連絡票について・・・・・・P 2 3
- ⑦有害鳥獣関連について・・・・・・P 2 4
- ⑧農作業における野焼きについて・・・・・・P 2 6
- ⑨その他
 - ・農会長手当の振込について　　4月末振込予定

(2) 兵庫県農業共済組合関係・・・・・・別冊

(3) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・・・・別冊

4. 閉 会

令和5年度経営所得安定対策等について

● 経営所得安定対策等交付金交付申請状況

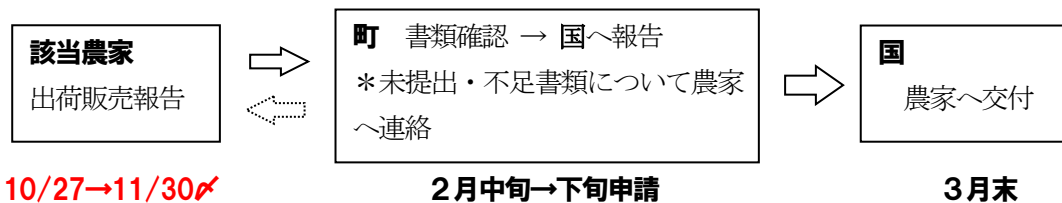
- ・ 水田活用の直接支払交付金 200件（前年同期 209件 ▲9件）
- ・ 畑作物の直接支払交付金 1件（前年同期 1件 ±0件）

● 水田活用の直接支払交付金

出荷・販売の確認資料については、農家は5年間の保管が必要となっており、本町では交付要件の確認を行うために各農家の方々から提出していただき、それらを町で一括して証拠書類として保管することとしています。

現在、該当農家へ出荷・販売の確認資料の提出について通知し、書類を整理しています。今後、提出された書類の確認を行い、不足や不備があった場合、該当農家へ連絡し、書類が整い次第、国へ報告をします。

事務の流れ（予定）



● 畑作物の直接支払交付金（数量払）

確定した出荷数量に応じて、交付金の交付を行います。すでに、生産年の作付面積に応じて営農継続支払の交付金が交付されているため、数量払の交付額は算出された額から営農継続支払交付額を差し引いた額が支払われます。

● 交付金支払時期

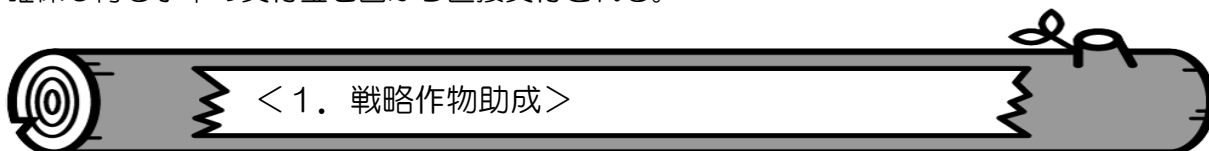
- ・ 水田活用の直接支払交付金 3月中旬支払い予定
- ・ 畑作物の直接支払交付金（数量払） 3月中旬支払い予定

農業者への支援制度

経営所得安定対策等 (令和5年度)

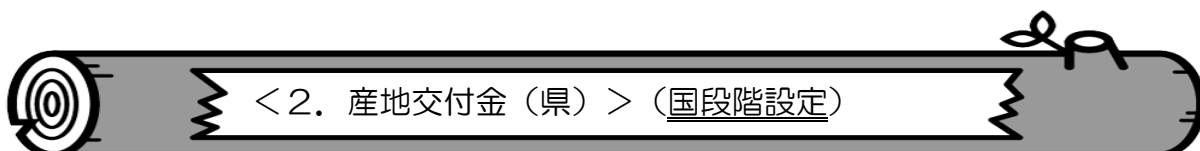
(1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。



対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円/10a※1
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて、 55,000円~105,000円/10a

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援



取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	10,000円/10a

< 3. 産地交付金（県） >（県段階設定）

「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。「野菜」については、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者への支援。

対象作物	対象者	交付金額
野菜	農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※露地 10a 以上作付	3,000円/10a以内
加工用米 (低コスト・高品質化)	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている	10,000円/10a以内
加工用米 (複数年契約)	加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る	12,000円/10a以内
飼料用米 (生産性向上・担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷販売を行う取組であること。	8,000円/10a以内
新市場開拓用米 (担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積に限る	5,000円/10a以内





< 4. 産地交付金 > 町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

番号	メニュー	交付金額 (10aあたり)	内容 (対象作物等)
1	そば品質確保 加算	15,000円	そば ただし、営農活性化支援事業（次頁参照）に参加するものに限る。 ※ 2年連続 で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする（自然災害等による収穫皆無の場合は、適正な肥培管理、獣害対策を行っていたことの証拠書類（肥料購入の領収書、作業日誌、写真等）を揃え、国と協議を行うことで交付金の対象となる場合があります）。
2	推奨作物助成 (基幹)	15,000円	黒枝豆、未成熟とうもろこし、自然薯、アスパラガス
3	推奨作物助成 (二毛作)	10,000円	「黒枝豆（早生）とそば」又は「未成熟とうもろこしとそば」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆（早生）又は未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
4	学校給食加算 (基幹)	12,000円	たまねぎ・はくさい・きゃべつ・だいこん・未成熟とうもろこし・食用かんしょ・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ブロッコリー ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要
5	基本助成 (一般)	7,000円	野菜、果樹など。 <u>永年性作物（果樹）について、3年以内に新植されているものに限る</u> （令和3年度以降に植栽されたもので、補植は除く）。 ※推奨助成（4品目）を除く
6	担い手支援 加算	8,000円	野菜、果樹などを出荷する認定農業者及び認定新規就農者。 ※対象作物は項目6と同様

【交付要件】・・・①販売農家であること。

②5年に1度の水稻作付若しくは1カ月以上の水張を行うこと（ご自身で証拠書類として作業日誌、写真等を保管してください）。

【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌（果樹）等販売を確認できるもの

【加算イメージ】

<p>★そば：10aあたり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>町) 15,000円 (そば加算)</td> </tr> <tr> <td>県) 20,000円</td> </tr> </table> <p>≪町) 営農活性化事業 刈取り面積10,000円≫</p>	町) 15,000円 (そば加算)	県) 20,000円	<p>★未成熟トウモロコシ： 10aあたり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>町) 12,000円 (給食加算)</td> </tr> <tr> <td>町) 15,000円 (推奨助成)</td> </tr> </table>	町) 12,000円 (給食加算)	町) 15,000円 (推奨助成)
町) 15,000円 (そば加算)					
県) 20,000円					
町) 12,000円 (給食加算)					
町) 15,000円 (推奨助成)					

(2) 畑地化促進支援

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を支援するもの。

対象作物	①畑地化支援※1、2	②定着促進支援※3
ア 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	175,000円/10a	2.0 (3.0※4) 万円/10a×5年間 または 10.0 (15.0※4) 万円 (一括)
イ 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	140,000円/10a	2.0 (3.0※4) 万円/10a×5年間 または 10.0 (15.0※4) 万円 (一括)

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない)。
- ※2 令和5年度における取組が対象。
- ※3 令和5年度において畑地化した面積全体が対象。
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

【交付対象者及び交付対象農地】

- ①令和4年度に「主食用米の作付けを行った者」または「水田活用直接支払交付金の交付対象となった者」
- ②令和4年度に「主食用米の作付けを行った水田」または「水田活用直接支払交付金の交付対象となった水田」
- ③おおむね団地化された畑地を形成されていること(畑地化を検討している農地が、1団地0.5ha以上の連担地となっていること)。

- 【交付要件】・・・①5年間継続して畑作物の作付及び出荷販売を行うこと。
 ②令和5年7月1日付で水田活用直接支払交付金の交付対象水田から除外)を行うこと。

- 【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌(果樹)等販売を確認できるもの

(3) 経営所得安定対策

<1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）>

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物（麦・大豆・そば等）について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

対象作物	交付金額	要件等
そば (面積払)	13,000円 / 10a	【対象面積】当年産作付面積に応じて算定。 【備考】数量払に先立って支払う
そば (数量払)	<課税事業者> 1等 17,180円 / 45kg 2等 15,070円 / 45kg <免税事業者> 1等 18,010円 / 45kg 2等 15,900円 / 45kg	【算定方法】販売数量に応じて算定（面積払の金額を差し引いた額） 【備考】品質の良いものを多く収穫すれば、その分が更に加算される。規格外・未検査品については対象外。検査規格の等級区分が1等・2等のみ。 ※集落営農は課税事業者向け単価になります。

【交付要件】・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ

※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

<2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）>

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業（そば助成）

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫（刈取）面積に応じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成 10,000円/10a
 団地化加算 10,000円/10a（1団地1ha以上の連坦田）
 （但し、1回の農用地の傾斜が20分の1以上の場合は、0.5ha以上の連坦田も対象とする。）

水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算要求額 305,000(305,000)百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]） ○ 実需者との結びつきの下で、需要に合わせた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

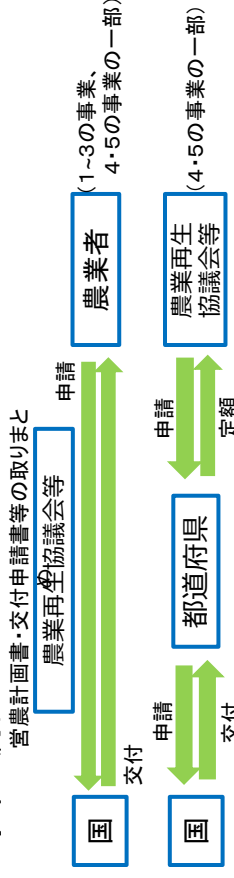
3! 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合には、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. コメ新市場開拓等促進事業 11,000(11,000)百万円
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

5. 畑地化促進助成 2,215(2,215)百万円
水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

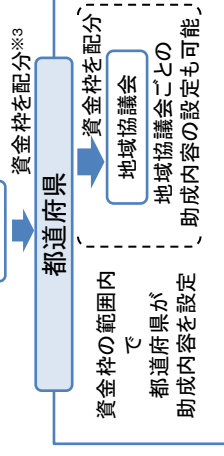
- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
 - ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われぬ農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
 - ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。
- ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a(5.5~9.5万円/10a)

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成**

- 畑地化支援
- 定着促進支援（①とセット）
- 産地づくり体制構築等支援
- 子実用とうもろこし支援

※4：事業の詳細は予算編成過程で検討

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔令和3年12月に決定した方針〕

- ・ 5年間に一度も水張り（水稲作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稲の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

（令和3年12月22日（参）農林水産委員会において金子大臣答弁）

5年水張りルールの具体化

〔令和4年秋に具体化された内容〕

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。



水田活用直接支払交付金 交付対象水田の見直しについて

令和8年度までに一度も水張り（水稲作付が基本）が行われない農地は、**令和9年度以降、水田活用直接支払交付金の交付対象外**となります。

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金の申請を検討される方は、水稲作付を基本とした水張りが必要です！

◆交付対象から除外される水田とは？

以下に該当する農地

- (1) 現況において非農地に転換された土地
- (2) 3年間連続して作物の作付が行われていない農地
- (3) 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
 - ①湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ②用水供給設備（用水路等）を有しない農地
- (4) 令和8年度までに1度も水張り（水稲作付）が行われない農地 ← 追加**

※災害復旧に関連する事業が実施されている場合及び基盤整備に関連する事業が実施されている場合は、水張りが行われていなくても除外されません。

交付対象水田となるためには？

【方法①】 **令和8年度までに水稲作付を行う。**
以降、5年に1度の水稲作付を行う。

基本！



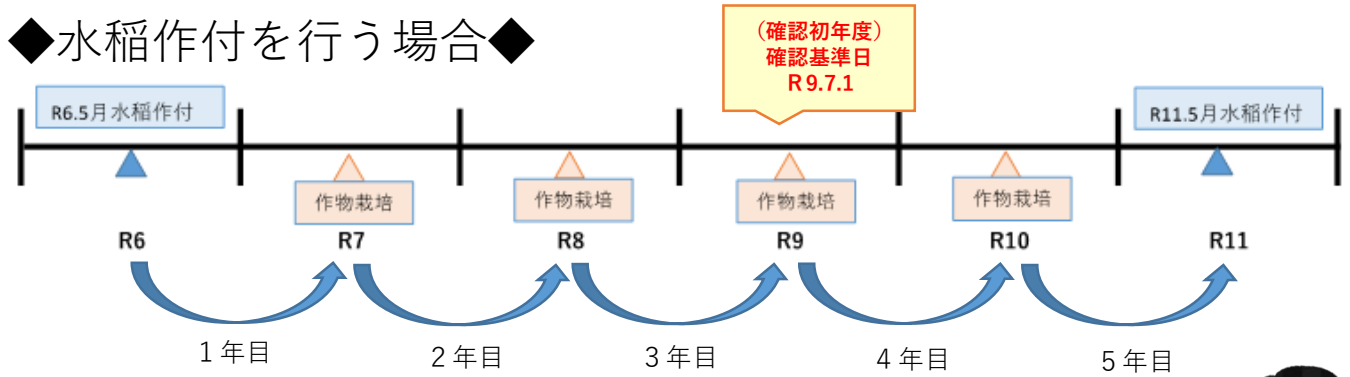
【方法②】 1カ月以上の湛水管理を行い、連作障害による収量低下を発生させないこと。

※圃場ごとに過去5年間の収量の記録が必要。

⚠ 収量記録は毎年度提出していただく必要があります。5年間の内、1度でも収量減収があった場合は、交付対象水田には戻ることができません。

水張りシミュレーション

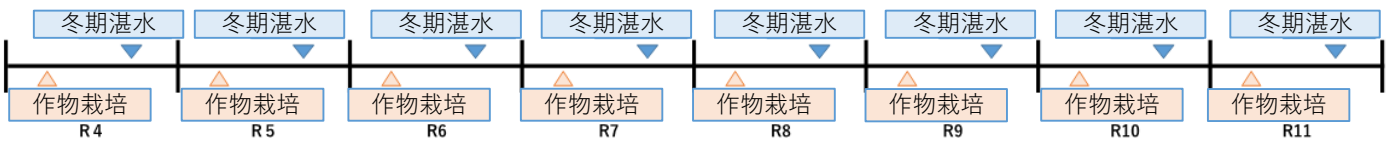
◆水稲作付を行う場合◆



この場合、確認基準日である令和9年7月1日までに水稲作付が行われているため、交付対象水田となります。なお、5年に1度の水稲作付が必要となるため、令和6年に水稲作付を行った場合は、令和11年までに再度水稲作付を行う必要があります。
 ※令和11年までに水稲作付を行わなかった場合は、令和12年度以降は交付対象水田から除外されます。



◆毎年、湛水管理を行う場合◆



【事例】 過去5年間の収量（単位：kg、毎年度湛水を実施）

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
大豆（A圃場）	210	230	160	210	220
増減	—	増収	減収	増収	増収

**(確認初年度)
確認基準日
R9.7.1**

圃場ごとのR4～8年の収量を
確認し、2要件の
達成が確認でき
れば、R8年を
水稲作付け年と
みなし、交付対
象水田とする。

**(確認2年目)
確認基準日
R10.7.1**

R9年に確認を受
けた圃場におけ
るR5～9年の収
量を確認し、2要
件の達成が確認
できれば、R9
年を水稲作付け
年とみなし、交
付対象水田とす
る。

**(確認3年目)
確認基準日
R11.7.1**

R10年に確認を
受けた圃場にお
けるR6～10年
の収量を確認し
、2要件の達成が
確認できれば、
R10年を水稲作
付け年とみなし
、交付対象水田
とする。

※当該シミュレーションは毎年湛水管理を実施しておりますが、必ず毎年実施しないとイケない訳ではありません。ただし、毎年湛水管理を実施せずに減収があった場合は、連作障害と判断され、交付対象水田から除外される可能性が高くなりますのでご注意ください。

確認基準日である令和9年7月1日時点で、「①湛水管理を行うこと」「②連作障害による収量低下が発生していないこと」の2要件が達成できていれば、交付対象水田となります。

この場合、令和6年に減収が発生しておりますが、毎年度湛水管理を実施しているため、連作障害が発生したとは考えにくい状況と判断されます。

よって、令和6年は自然災害等（豪雨、渇水、食害等）が考えられるため、近傍の同一作物等の生育状況と比較し、近傍の同一作物が同様に収量低下していれば連作障害による収量低下ではないと判断できるので、交付対象とすることが可能となります。



【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）

電話：072-766-8709



営農計画書における 本地(水張)面積の算出について

R6年度より、
営農計画書に記載の面積が変わります！！

1. 概要

営農計画書(野帳)に記載の本地(水張)面積は、経営所得安定対策等実施要綱の規定により、「定期的に実測により確認する」もしくは「公的資料に基づく水田面積(耕地面積)から畦畔の面積を差し引いて確認する」こととなっております。

したがって、猪名川町地域農業再生協議会では、以下のとおり畦畔率を設定し、水田面積(耕地面積)から畦畔面積を差し引くことにより水張面積を算出することといたします。

$$\text{本地(水張)面積} = \text{水田面積(耕地面積)} - \text{畦畔面積}^{\ast}$$

↓

$$\text{水田面積(耕地面積)} \times \text{畦畔率}$$

※畦畔面積とは、あぜ道や法面などの作物の作付けが不可能な農地の面積です。

2. 畦畔率の設定方法

農林水産省の統計部が公表する本町の統計値から畦畔率を算出

$$\text{畦畔率} = (\text{田耕地面積} - \text{田本地面積}) \div \text{田耕地面積} \times 100$$



本町の畦畔率は・・・

$$(372\text{ha} - 339\text{ha}) \div 372\text{ha} \times 100 = \mathbf{8.8\%}$$

【参考】農林水産省の統計部が公表する本町の統計値

	田耕地面積	田本地面積
猪名川町	372ha	339ha

(農林水産省統計部作物統計調査令和4年産市町村別データより)

◆当該畦畔率は町内全域に一律に用いることといたします。

◆水田面積(耕地面積)：412㎡の例

【現行】

一の位が切り捨てられ、耕地面積及び水張面積ともに410㎡で表示されております。

耕地番号	分筆番号	地名・地番	本地面積
11	1	イナガワ 1	(410) 410



これはマズイ...

← 耕地面積
← 水張面積



【変更後】

耕地面積は一の位まで表示。水張面積は畦畔率8.8%を積算した畦畔面積を差し引いた値が表示される予定です。

耕地番号	分筆番号	地名・地番	本地面積
11	1	イナガワ 1	(412) 376



作付計画の際は、
下段の水張面積
を記載してくだ
さい!

← 耕地面積
← 水張面積

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）

電話：072-766-8709 - 12 -

(公 印 省 略)
5兵農活協(水)第43号
令和5年12月5日

猪名川町地域農業再生協議会長 様

兵庫県農業活性化協議会
会長 福本 博之

令和6年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用について

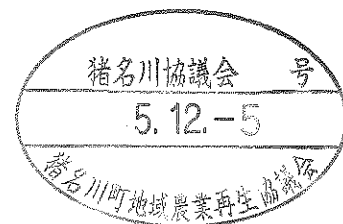
平素は、本県農業の活性化につきまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、下記数値を加減等調整して集落単位で提供するかなどを御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 令和6年産主食用米の生産目安：847 t（面積換算値：173 h a）
- 2 1の算定に当たり用いた単収：489 k g / 10 a



令和6年産市町別主食用米の生産目安（全体数量及び面積換算値）

兵庫県における主食用米の生産目安
（同面積換算値）

150,000 玄米トン
29,940 ha

市町名	令和6年産市町別主食用米の生産目安		（参考） 令和5年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
神戸市	9,656	1,886	0
尼崎市	168	35	0
西宮市	281	59	0
芦屋市	4	1	0
伊丹市	178	36	0
宝塚市	801	163	0
川西市	213	43	0
三田市	4,731	935	83
猪名川町	847	173	0
明石市	1,419	274	△ 3
加古川市	5,481	1,038	0
高砂市	528	103	0
稲美町	4,080	779	0
播磨町	100	20	0
西脇市	1,405	287	0
三木市	3,108	642	△ 62
小野市	4,811	931	0
加西市	8,020	1,554	0
加東市	3,618	721	0
多可町	2,211	473	0

市町名	令和6年産市町別主食用米の生産目安		（参考） 令和5年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
姫路市	9,098	1,794	0
神河町	1,581	336	0
市川町	1,779	363	△ 4
福崎町	1,559	306	0
相生市	859	168	0
赤穂市	1,973	382	0
上郡町	2,002	396	0
佐用町	3,391	689	0
たつの市	6,291	1,201	0
宍粟市	4,286	893	0
太子町	934	180	0
豊岡市	12,951	2,559	0
香美町	2,312	478	0
新温泉町	2,458	502	0
養父市	3,269	663	0
朝来市	4,527	905	0
丹波篠山市	10,763	2,166	0
丹波市	13,174	2,750	0
洲本市	3,810	749	0
南あわじ市	7,320	1,452	0
淡路市	4,422	877	△ 15

※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

令和6年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	811 t
予定面積	165.9 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	489 kg/10a

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和6年産米の需要量の関する情報							＜参考＞令和5年産米の作付状況							
			作付予定面積							そば		水稲			そば		
			水稲		新規需要米		加工米		予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)	作付面積 (a)	5年産との比較	作付目標面積 ① (a)	主食作付面積 ② (a)	その他水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)
			主食用米 (a)	5年産との比較	(a)	(a)	(a)	(a)									
1	原	1,252.2	578.0	0.0	0.0	0.0	28,264	942	100.9	3.1	578.4	578.0	0.0	99.9	97.8		
2	内馬場	688.9	252.3	12.7	0.0	0.0	12,337	411	40.9	▲ 0.3	249.3	239.6	0.0	96.1	41.2		
3	民田	754.6	425.5	0.0	0.0	0.0	20,807	694	23.6	0.0	425.5	425.5	0.0	100.0	23.6		
4	上阿古谷	2,336.0	1,179.8	▲ 132.9	0.0	0.0	57,692	1,923	51.3	8.0	1,334.2	1,312.7	0.0	98.4	43.3		
5	下阿古谷	1,038.3	609.9	▲ 7.0	0.0	0.0	29,824	994	27.6	0.0	620.6	616.9	0.0	99.4	27.6		
6	北田原	1,224.0	475.1	▲ 16.2	0.0	0.0	23,232	774	0.0	0.0	508.5	491.3	0.0	96.6	0.0		
7	南田原	1,208.4	508.4	2.7	0.0	0.0	24,861	829	36.3	0.0	547.9	505.7	0.0	92.3	36.3		
8	北野	264.8	145.4	▲ 22.1	0.0	0.0	7,110	237	0.0	0.0	171.6	167.5	0.0	97.6	0.0		
9	紫合	2,007.6	1,001.5	0.0	0.0	0.0	48,973	1,632	74.0	0.0	1,014.8	1,001.5	0.0	98.7	74.0		
10	柏梨田	483.1	154.6	▲ 1.7	0.0	0.0	7,560	252	0.0	0.0	167.7	156.3	0.0	93.2	0.0		
11	上野	896.6	340.9	0.0	0.0	0.0	16,670	556	35.2	0.0	356.6	340.9	0.0	95.6	35.2		
12	広根	1,447.5	857.7	1.0	0.0	0.0	41,942	1,398	0.0	0.0	870.3	856.7	0.0	98.4	0.0		
13	銀山	156.0	61.0	0.0	0.0	0.0	2,983	99	0.0	0.0	60.6	61.0	0.0	100.7	0.0		
14	猪淵	380.0	122.6	0.0	0.0	0.0	5,995	200	69.5	0.0	128.5	122.6	0.0	95.4	69.5		
15	肝川	843.2	477.4	0.0	0.0	0.0	23,345	778	0.0	0.0	459.6	477.4	0.0	103.9	0.0		
16	差組	440.8	214.9	▲ 3.5	0.0	0.0	10,509	350	0.0	0.0	218.0	218.4	0.0	100.2	0.0		
17	万善	718.6	129.6	15.6	0.0	0.0	6,337	211	47.9	▲ 3.1	128.2	114.0	0.0	88.9	51.0		
18	槻並	3,771.0	1,767.0	▲ 20.8	0.0	0.0	86,406	2,880	170.4	▲ 30.4	1,607.1	1,787.8	0.0	111.2	200.8		
19	木津上	1,356.2	443.4	▲ 22.5	0.0	0.0	21,682	723	73.8	18.8	464.5	465.9	0.0	100.3	55.0		
20	木津	583.1	342.1	4.8	0.0	0.0	16,729	558	0.0	0.0	370.9	337.3	0.0	90.9	0.0		
21	木間生	532.2	275.3	0.0	0.0	0.0	13,462	449	0.0	0.0	275.3	275.3	0.0	100.0	0.0		
22	朽原	1,114.8	432.0	0.0	0.0	0.0	21,125	704	0.0	0.0	456.0	432.0	0.0	94.7	0.0		
23	林田	612.8	110.8	0.0	0.0	0.0	5,418	181	0.0	0.0	110.8	110.8	0.0	100.0	0.0		
24	笹尾	1,584.6	696.7	▲ 122.9	0.0	0.0	34,069	1,136	532.4	131.6	834.0	819.6	0.0	98.3	400.8		
25	清水	934.3	413.0	2.5	0.0	0.0	20,196	673	26.5	0.0	362.7	410.5	0.0	113.2	26.5		
26	清水東	1,017.1	527.7	▲ 30.5	0.0	0.0	25,805	860	82.7	0.0	603.4	558.2	0.0	92.5	82.7		
27	仁頂寺	328.8	116.2	0.0	0.0	0.0	5,682	189	0.0	0.0	118.5	116.2	0.0	98.1	0.0		
28	島	448.3	233.6	0.0	0.0	0.0	11,423	381	10.8	0.0	230.8	233.6	0.0	101.2	10.8		
29	鎌倉	816.6	424.9	▲ 11.0	0.0	0.0	20,778	693	28.4	0.0	468.7	435.9	0.0	93.0	28.4		
30	杉生	1,242.8	553.6	0.1	0.0	0.0	27,071	902	0.0	0.0	547.8	553.5	0.0	101.0	0.0		
31	西畑	1,674.1	1,111.7	10.4	0.0	0.0	54,362	1,812	350.3	▲ 63.4	495.7	1,101.3	0.0	222.2	413.7		
32	柏原	2,668.0	918.6	0.0	0.0	0.0	44,920	1,497	299.7	0.0	1,048.2	918.6	0.0	87.6	299.7		
33	農会外	2,561.2	688.7	0.0	0.0	0.0	33,677	1,123	0.0	▲ 3.4	681.0	688.7	0.0	101.1	3.4		
	合計	37,386.5	16,589.9	▲ 341.3	0.0	0.0	811,246	27,041	2,082.2	60.9	16,515.7	16,931.2	0.0	102.5%	2,021.3		

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

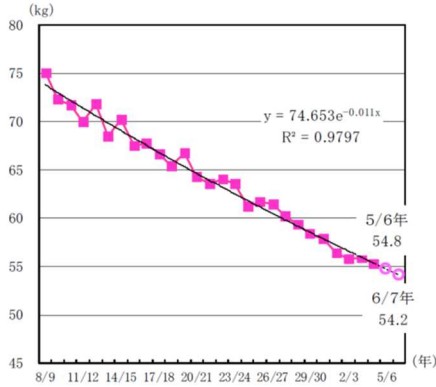
令和6年産主食用米の生産目安 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の米の需要動向(令和5年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

平成20年をピークに人口が減少局面に入ったことを踏まえ、より実情に即した需要見通しを算出する観点から、平成30年産から1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて算出される。

将来の1人当たり消費量の推計



将来の1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	5/6年	6/7年
1人当たり消費量(推計値) ①	54.8kg	54.2kg
	5年	6年
人口(推計値) ②	124,450千人	123,886千人
	5/6年	6/7年
需要見通し ①×②	681.6万トン	671.0万トン

2 全国の令和6/7年の需給見通し(令和5年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

令和6/7年主食用米等需要量は671万トンと見通され、令和6年産主食用米等生産量は、令和5年産と同水準の作付面積としても需要量を下回る669万トンとなるため、令和5年産と同水準の作付面積として669万トンと設定。

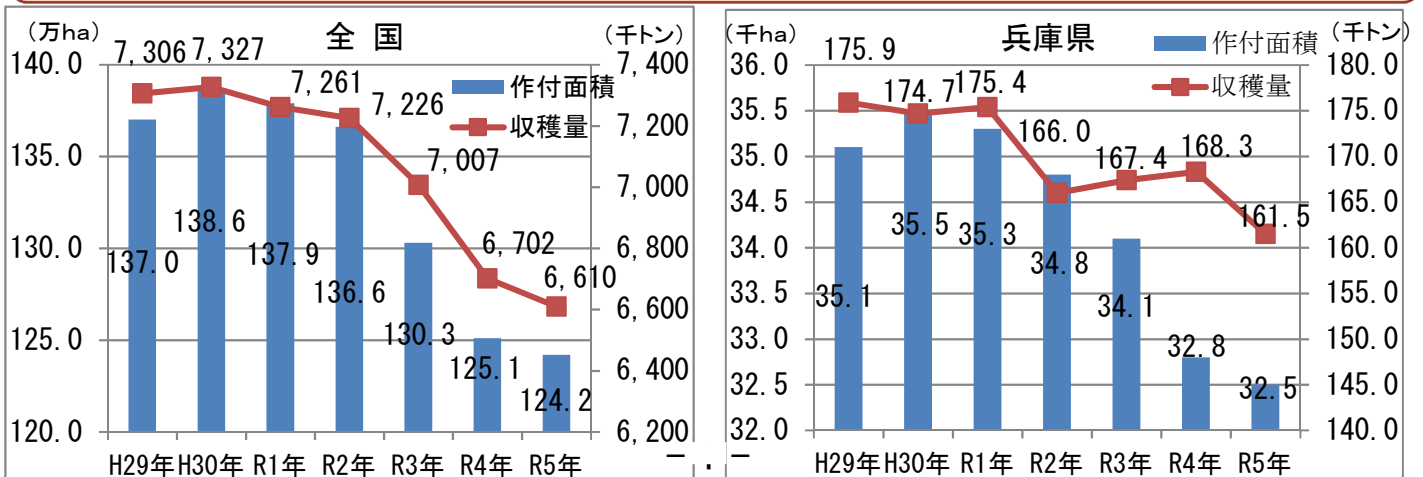
(単位：万トン)

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	E	177
	令和6年産主食用米等生産量	F	669
	令和6/7年主食用米等供給量計	G = E + F	847
	令和6/7年主食用米等需要量	H	671
	令和7年6月末民間在庫量	I = G - H	176

3 主食用米の生産状況(全国と兵庫県の比較)

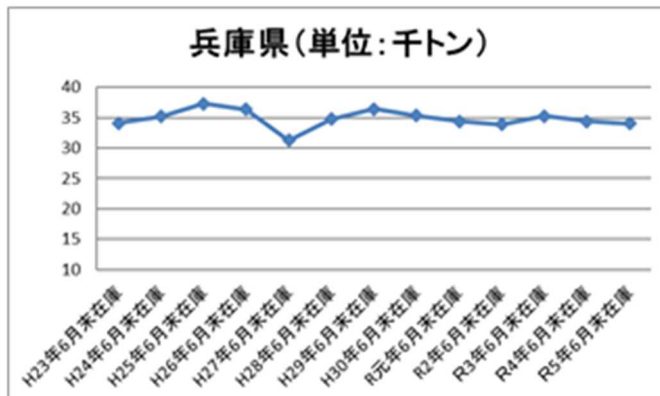
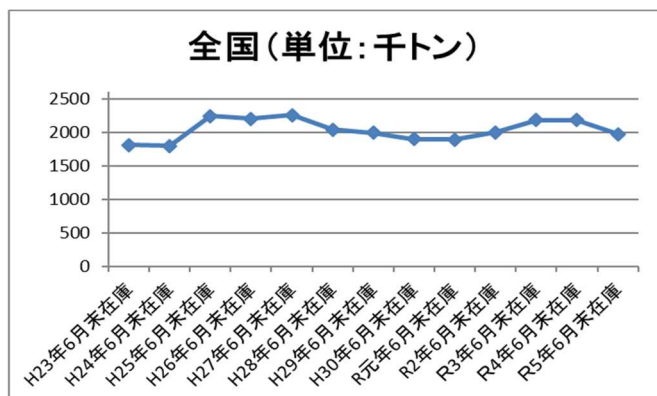
令和5年産の作付面積は、全国、兵庫県ともに前年から減少した。10aあたり予想収穫量は、全国では大雨と日照不足等により前年比減。兵庫県でも7月以降の記録的な高温の影響から県北、県南地域での収量減少が見られ、前年比減となった。結果、収穫量は、全国、兵庫ともに前年比減となっている。

【出典：令和5年産水稻の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量】(農林水産省)(令和5年11月10日公表)より



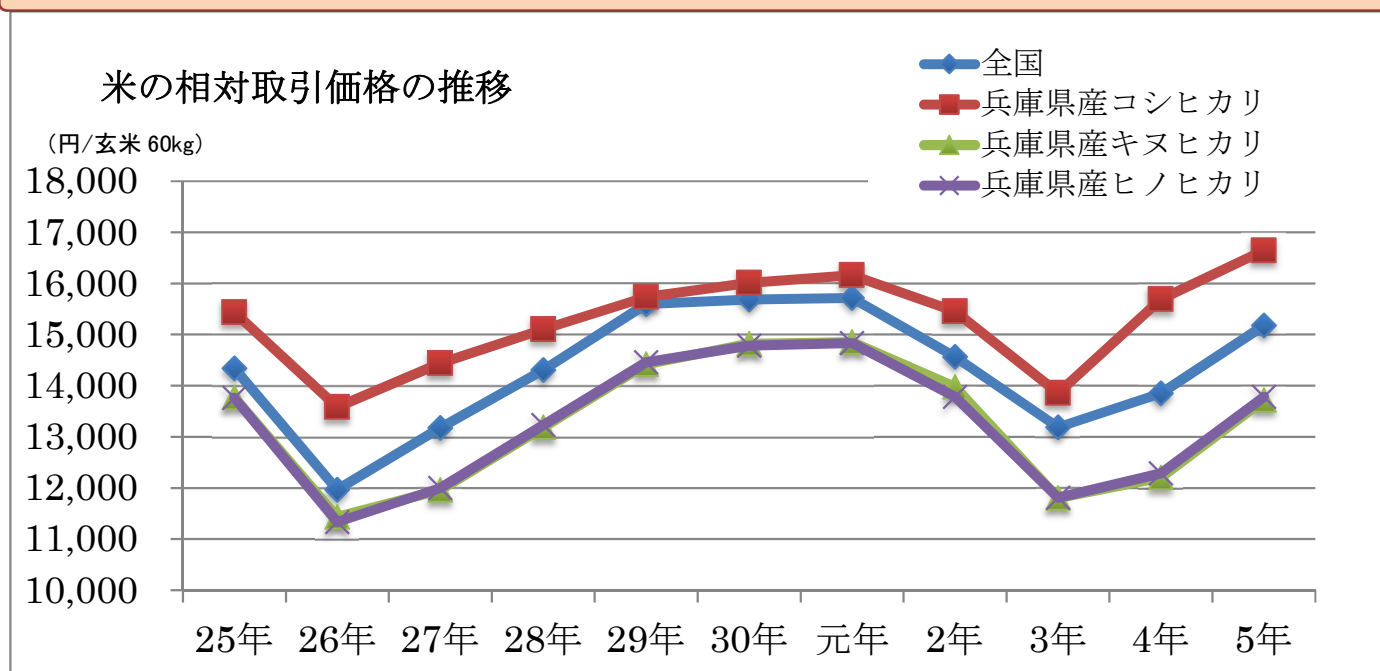
4 米の6月末在庫状況(令和5年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

全国段階の在庫については、近年の増加傾向から、R4年6月末時点では横ばいとなったが、令和5年の在庫量は、国が価格安定の目安としている200万トンを下回った。
 兵庫県の在庫についても、前年比減で推移。



5 米の価格動向(全銘柄平均と県産米との出荷業者と卸売業者との間での相対取引価格の比較)

平成26年産以降、米価は上昇傾向で推移していたが、令和2、3年産は前年比減で推移。
 令和4年産から上昇傾向となり、令和5年産についても全国・兵庫県ともに、前年比増で推移。



※ 5年産の価格は、出回り～5年10月の平均価格。

【出典:米に関するマンスリーレポート11月号(農林水産省作成・公表)】

◇兵庫県農業活性化協議会では、令和6年産米の作付判断の参考としていただけるよう、主食用米の生産目安と併せて、米の生産をめぐる国・県の情報を提供しております。地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等と早めに御相談いただき、売り先・行き先を確保した米の生産に取り組んでいただきますようお願いいたします。

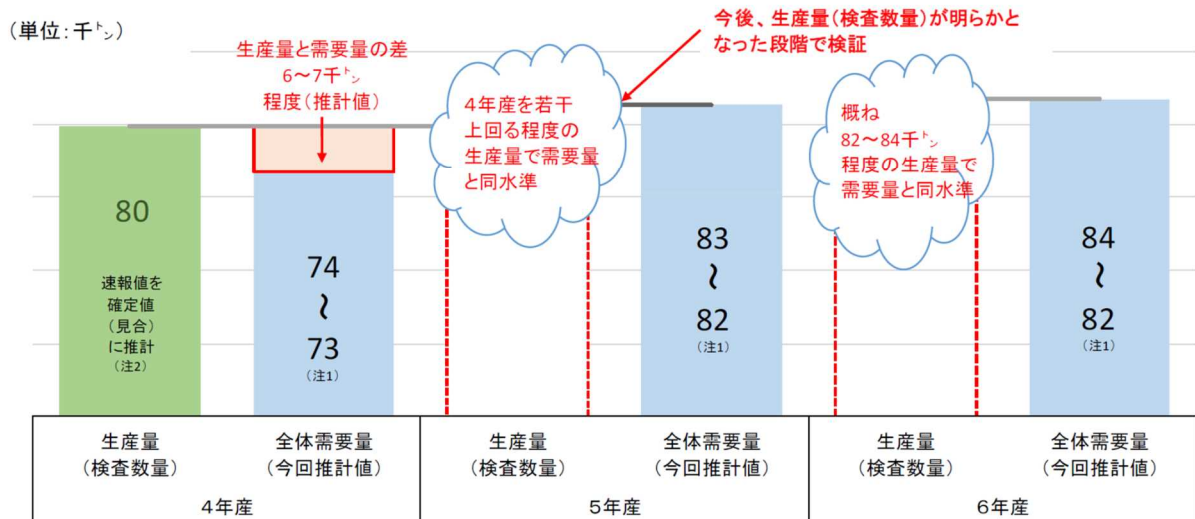
令和6年産酒造好適米 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の酒造好適米の需給見通し(酒造好適米等の需要量調査結果(令和5年9月)より)

- 令和4年産については、全体需要量と生産量を比較すると、6～7千トﾝ程度供給過剰となっていると推計され、令和5年産全体需要量については、令和4年産の全体需要量から+3千トﾝ程度増加となっている。
- 令和6年産については、全体需要量が82～84千トﾝ程度と見込まれる中、各産地においては、自らの在庫状況、令和5年産の生産及び需要動向等を踏まえ、需要に追う下生産に取り組むことが重要。

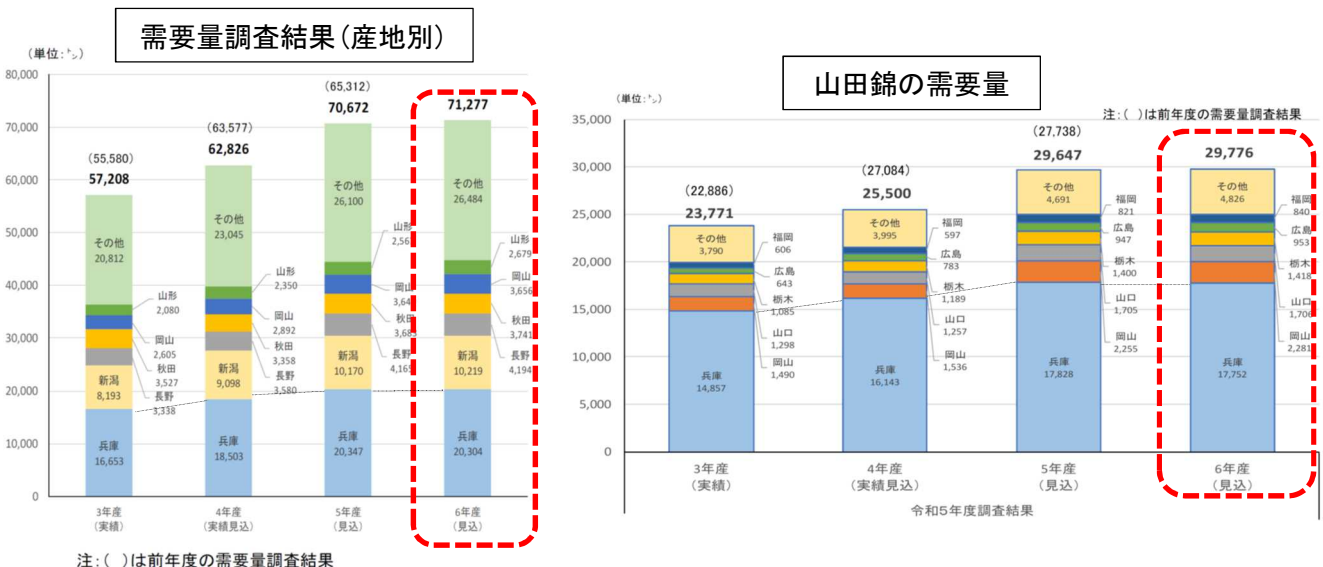
酒造好適米(醸造用玄米)の全体需給の状況



注1: 各年産の全体需要量(今回推計値)は、今回の需要量調査の数量ベース回答率が、令和3年産酒造好適米の全体需要量(66~68千トﾝ)と今回調査の令和3年産の需要量(約57千トﾝ)から約85~86%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。
 注2: 生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和4年産は、令和5年3月31日現在の速報値を直近3力年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

2 産地別の需要量調査結果(酒造好適米等の需要量調査結果(令和5年9月)より)

- 令和6年産の兵庫県産酒造好適米の需要量(見込)は、前年と同程度となっている。
- 兵庫県産山田錦の需要量についても、前年と同程度と見込まれている。



【その他参考情報】

○ 令和4年産酒造好適米の生産状況(日本酒をめぐる状況(令和5年9月)より)

- 令和4年産酒造好適米の生産量は、約8.0万トンとなっており、このうち、兵庫、新潟、岡山、秋田、長野の5県で約6割を占めている。
- 酒造好適米の中でも、特に「山田錦」は全国の酒造メーカーからのニーズが多く、兵庫県は全生産量の約60%を占めている。

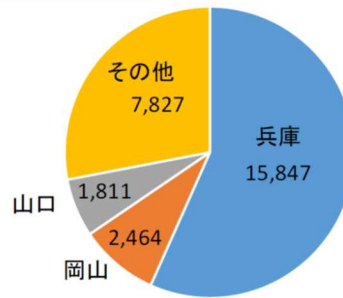
酒造好適米の産地別生産量の推移

(単位:トン)

	平成 30年産	令和 元年産	2年産	3年産	4年産	シェア
全国計	95,856	96,454	85,179	74,756	79,791	100%
兵庫	25,606	25,766	22,338	20,940	22,400	28%
新潟	12,404	12,000	11,223	8,855	10,404	13%
岡山	5,251	5,704	4,029	4,620	5,044	6%
秋田	4,637	5,010	4,613	3,964	3,667	5%
長野	5,786	5,962	4,982	3,539	3,422	4%
その他	42,172	42,012	37,995	32,838	34,854	44%

【山田錦】

(単位:トン)



	4年産	シェア
兵庫	15,847	57%
岡山	2,464	9%
山口	1,811	6%
その他	7,827	28%

○ 日本酒の出荷状況(米に関するマンスリーレポート(令和5年10月)より)

- 日本酒の国内出荷量については、近年、減少傾向で推移しているが、平成30年以降は減少幅が大きくなり、これまで堅調に推移していた特定名称酒についても減少に転じた。
- 令和4年は、日本酒全体としては、前年と同水準で推移しており、一般酒が対前年比▲3%と減少する中、特定名称酒は対前年比+5%と増加した。
- 輸出については、海外での日本食ブーム等を背景に増加傾向で推移しており、令和2年は新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延等の影響により減少したものの、令和3年には大幅に回復。令和4年は対前年比+12%と増加したが、令和5年前半は対前年同期比▲18%となっている。

日本酒の国内出荷量の推移

(千kl)

	平成 10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年 (1~7月)	対前年増減率
日本酒国内出荷量	1,133	871	659	580	566	555	540	533	495	467	419	404	404	201	98%
特定名称酒	291	221	174	164	167	173	178	179	171	165	142	138	145	74	103%
吟醸酒	34	30	20	21	24	25	24	24	23	22	20	19	20	9	96%
純米吟醸酒	25	26	24	29	32	37	42	45	45	45	40	42	46	25	107%
純米酒	62	54	57	58	59	62	65	67	64	62	55	53	55	29	102%
本醸造酒	169	111	73	56	52	49	46	43	38	35	27	24	25	12	102%
一般酒	842	650	485	416	399	382	362	353	324	302	276	266	259	127	96%

資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。令和5年は概算値。

注1：日本酒は、一般酒のほか、原料米及び製造方法などの諸条件(原料、精米歩留)により、吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。一般酒は日本酒国内出荷量から特定名称酒の数量を差し引いて算出。
2：国内出荷量には輸出量は含まれていない。

日本酒の輸出量の推移

(千kl)

	平成 10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年 (1~7月)	対前年増減率
日本酒輸出量	8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22	32	36	17.2	82%
アメリカ合衆国	1	2	4	4	4	5	5	6	6	6	5	9	9	3.7	64%
中華人民共和国	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	5	7	7	3.9	97%
香港	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	1.5	90%
台湾	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	1.6	92%
大韓民国	0	0	2	4	3	3	4	5	5	3	2	2	4	2.6	119%
その他	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	5	8	10	4.0	72%

資料：「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和6年産酒造好適米の作付判断の参考としていただけるよう、国の需要量調査の結果等を基に、参考情報を提供しております。

なお、酒造好適米の生産については、酒造メーカーとの全量契約栽培が基本となりますので、地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等に早めに需要の動向を御確認いただき、売り先・行き先を確保したうえで取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和6年産の業務用米・加工用米の契約栽培等出荷相談先リスト

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先・所在地 (電話、メールアドレス)	契約相談期間
				生産条件等	価格条件等	その他取引条件等	最低取扱数量		
業務用米	藤本糧穀(株)	全域	水稲うるち全般	指定なし	別途相談	玄米	指定なし	藤本糧穀(株) Tel 0795-22-7031 f-ryoukoku-ichi@comet.ocn.ne.jp	西脇 随時
業務用米	但馬米穀(株)	全域	指定なし(うるち米)	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	但馬米穀(株) Tel 0796-22-2131 t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡 随時
業務用米	大西産業(株)	全域	コシヒカリ キヌヒカリ 山田錦	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	大西産業株式会社 Tel 078-951-2525(大西) info@clover2288.com	神戸
業務用米	(株)こうせつ・たなか	県南(加東・三木・三田・今田・西脇)	ヒノヒカリ・キヌヒカリ きぬむすめ 等	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	0795-47-0033	加東 令和6年 10月末
業務用米 (外食業者向け)	(株)フジタ精米人	全域	あきたわら、とうごう、 ヒノヒカリ、きぬむす め、キヌヒカリ等	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野 随時
業務用米 (外食業者向け)	株式会社 神明	全域	コシヒカリ キヌヒカリ きぬむすめ ヒノヒカリ	指定なし	別途相談	別途相談	指定なし	株式会社 神明 宮脇 tel:080-7305-9866 miyawaki-kaito@akafuji.co.jp	神戸 令和6年 10月迄
米菓用	(株)フジタ精米人	全域	もち米(品種指定なし)	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野 随時
加工用米	但馬米穀(株)	全域	指定なし(うるち米)	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	但馬米穀(株) Tel 0796-22-2131 t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡 随時
加工用米	株式会社 神明	全域	コシヒカリ B銘柄(ヒノヒカリ、キ ヌヒカリ等)	指定なし	別途相談	別途相談	1経営体あ たり10t以上	株式会社 神明 中村 tel:080-7041-6266 nekamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸 令和6年 10月迄

※1 上記リストは、令和6年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和5年11月22日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨御理解願います。

※3 取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

10年後、 あなたの暮らす地域に 生きた田畑は残っていますか？

現在、兵庫県では農業者の46.9%が70歳以上です。

2025年には団塊の世代が75歳以上となる**超高齢社会**が訪れようとしています。

多くの方が今後も耕作を続けられれば良いのですが、

けがや病気で突然**リタイア**する方も少なくはありません。

リタイアした時、あなたの大切な農地を

よく知り、大切に**引き継いでくれる方**はいらっしゃいますか？

人から人へ、**農業の未来をつなぐ**ために

家族、地域の仲間、若手農家の方々と

この先の自分たちの農業について**話し合いませんか。**

千年以上続く風景を、食と暮らしの源を、
私たちのふるさとを、**失う**その前に。

令和5年度より、全ての農業地域において

地域農業の将来図(地域計画)を作成するよう法律で定められました。

農地とむらを守るため、話し合いにご参加を

兵庫県



令和5年4月から、全ての農業地域において地域農業の将来図(地域計画)を作成するよう法律で定められました。

地域農業の将来図(地域計画)を作る・実行する

① 地域の現状と課題を整理

現在、誰がどの農地を耕作・管理しているのかを地図を見ながら整理し、畦畔の草刈りや水路の掃除など、地域の中で分担していることや、困っていることについて話し合います。これまで農家が個人で悩んできた、解決できなかった、人と農地に関わる問題について、地域全体で話し合います。(例：後継者がいない、農地を相続したけれど耕作できない、遠方に住む息子がいつまで管理できるかわからない)

② 耕作ができる農地、できない農地を考える

地域の人手や機械、設備等を踏まえて、農地の耕作が続けられるかどうかを話し合います。山際や鳥獣被害により耕作の難しい農地では、景観作物の栽培や植樹による緩衝帯への転換など、保全管理の取組も視野に入れます。

③ 10年後、「耕作できる農地」を誰が耕作するのかを考える

地域で考えた耕作ができる農地について、10年後の将来、誰が耕作するのかを話し合います。規模拡大を望む担い手や近寄りタイアを考えている自給的農家など、それぞれの予定を照らし合わせ、地域全体で効率的な農地の利用ができるように、農地中間管理機構を活用しながら農地の集積・集約の計画を立てます。

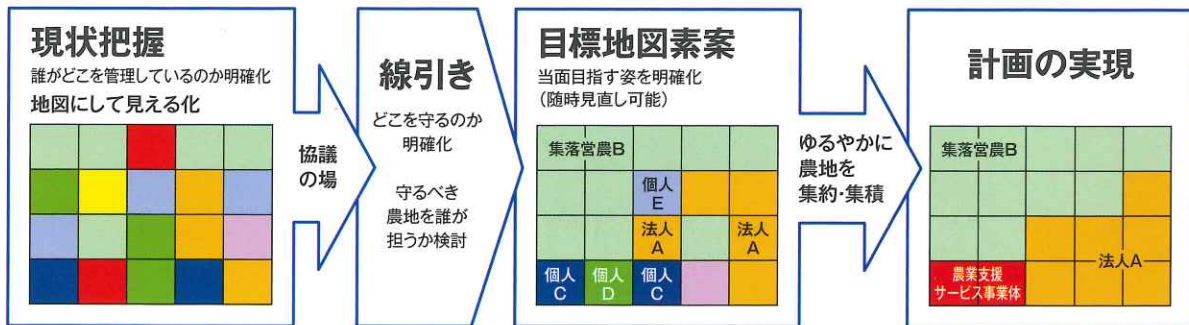
④ 話し合いの結果をもとに地域計画を作る

地域で話し合った地域の課題や、農地集積、農業の将来像をとりまとめて「地域計画」を作ります。「地域計画」は農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区などの関係者の意見を聴いた後、市町によって公告されます。

⑤ 地域計画を実行する

地域で話し合った農業の将来像の実現に向けて、基盤整備や設備投資をする時、地域計画の作成状況に応じて受けられる補助事業があります。また、令和5年度より農用地利用集積等促進計画による利用権設定が始まりますが、地域計画で計画された農地の集積・集約について重点的に適用されます。

「地域計画」策定・実現の流れ



人・農地プラン実質化済みの地域について 既存の人・農地プランや、これまでの話し合いをもとに進めることができます。

人から人へ、農業の未来をつなぐために、家族、地域の仲間、若手農家の方々と「想い」を語り合いませんか？

農地バンクを通じた農地の貸し借りをを行う



■農用地利用集積計画による農地の貸し借りは2年間の猶予期間あり ■農地法3条許可による農地の貸し借りは引き続き可能

地域計画の作成及び農地の貸し借りは、
最寄りの市町にお問い合わせください

公益社団法人ひょうご農林機構

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-18(兵庫県下山手分室内)
TEL.078-361-8114 (農地对策部農地活用課) FAX.078-361-8128

●お問い合わせ日時：金(土日除く)午前9時から午後5時まで



令和6年度 農会長連絡票について

新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではありますが、農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら、下記の農会長連絡票を同封しておりますので報告をお願い致します。（FAX可）

○提出先

町役場農業環境課（FAX可）

○提出期日

令和6年3月29日（金） ※決まり次第、ご報告をお願いいたします。

<参考>

FAX 072-766-7725 農業環境課 農政担当 宛て

令和6年度 農会長連絡票

令和6年 月 日

農会名 _____

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

電子メールアドレス _____

※日中、連絡がつく電話番号の記載をお願いいたします。

新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではありますが、農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら報告をお願い致します。（FAX可）

令和5年 鳥獣害アンケートの記載について（依頼）

寒冷の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、町農政の推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年ご協力いただいております、「①兵庫県森林動物研究センターの鳥獣害アンケート」及び「②町独自の鳥獣被害アンケート」を実施いたしますので、お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、別紙の様式（2種類）にて回答を宜しくお願いいたします。

また、町が実施するアンケートにつきましては、回覧にて農会内の農家のみなさまに記載いただきますようお願いいたします。

なお、記載方法等でご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 回答期日 令和6年2月22日（木）まで（町役場までご提出願います）

2 送付資料

【共通】

- ・ 令和5年 鳥獣害アンケート記載説明資料

【①兵庫県森林動物研究センター】

- ・ 令和5年 鳥獣害アンケート（A3両面：1枚）
- ・ 令和5年 鳥獣害アンケート記入例（A4両面）
- ・ 中型動物の見分け方（A4）
- ・ 鳥獣害アンケート結果報告（令和4年分）（A4）

※ このアンケートは農会長のみ記載となります。

【②猪名川町】

- ・ 令和5年 鳥獣被害調査アンケート（A4：回覧数分）
- ・ 令和5年 鳥獣被害調査アンケート記載例（A4）

※ このアンケートは農会の皆様に回覧いただき、該当者にて記載願います。

3 提出物

- ・ 令和5年 鳥獣害アンケート（A3両面）・・・ 【①兵庫県森林動物研究センター】
- ・ 令和5年 鳥獣被害調査アンケート（A4）・・・ 【②猪名川町】

<問い合わせ>

猪名川町役場 地域振興部 農業環境課

担当：森田

TEL：072-766-8709 FAX：072-766-7725

令和5年 鳥獣害アンケート記載説明資料

① 【兵庫県森林動物研究センター】 令和5年 鳥獣害アンケート調査（A3両面）

- **令和5年1月～令和5年12月**の野生鳥獣による被害状況や生息動向、地区での防除の状況について、記入例を参考に記載してください。
- アンケートにある「品目ごとの農業被害」は、本来の生産量に対する被害割合とありますが、わかりにくければ被害面積の割合と捉えていただいても構いません。
- 記載については、聞き取りのうえ記載していただくとありがたいですが、できない場合は、農会長の主観でご記入ください。
- 用紙は機械で自動読み取りします。以下の点にご注意ください。
※調査用紙は汚さないでください。また、二つ折以外の場所で、折り目は付けしないでください。
※記入は黒色の鉛筆またはペンで、濃くはっきりと書いてください。枠からはみださないように記載ください。裏写りするマジックは使用しないでください。
※消しゴムを使う場合は、消し跡が残らないようにきれいに消してください。修正液による修正は、枠線を消さないようにお願いします。

② 【猪名川町】 令和5年 鳥獣被害調査アンケート（A4）

- 町独自に町内の鳥獣害による農作物被害を算定するために、①被害動物、②被害作物、③被害面積 を記載していただきます。
- **令和5年1月～令和5年12月**の野生鳥獣による被害状況について、記載してください。
- 被害動物について、具体的な動物がわからない場合は、一番可能性が高いと思われる動物を書いてください。
- 被害動物や被害作物が多い場合は、複数行を使って書いてください。
- 被害面積はおおよそで結構です。単位は「㎡」、「a（アール）」、「反・畝」のいずれを使っても構いません。ただし、単位は必ず書くようにしてください。

●記載方法について、不明な点がございましたら、町役場農業環境課までお問い合わせください。

令和6年1月18日

各農会長 様

農業環境課長 春名 恵介

農作業における野焼きについて（依頼）

いつも町行政にご協力賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、最近野焼き（野外焼却）から発生する煙や臭いに対する苦情が多くなってきております。農業を営むにあたり野外焼却が一定必要な旨は重々承知しておりますが、貴職から農業者にご周知いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。特に火をつけたまま、その場を立ち去る行為につきましては、周辺に飛び火し火事となる恐れもございますので、ご周知のほどよろしく願いいたします。

今年度、4月に配布いたしました野焼きに関するチラシについても添付しておりますので大変恐縮ではございますが、ご回覧いただきますと幸いです。何卒、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

猪名川町役場

農業環境課 環境衛生担当 乾、田形

072-766-8709

農作業における野焼きについて



周辺の生活環境に十分配慮しましょう

近年、野焼き（野外焼却）から発生する煙や臭いに対する苦情が増えています。農業を営むために必要な野外焼却であったとしても、周辺の生活環境に対する十分な配慮が必要です。次の事項に留意のうえ、周辺環境との調和を図ってください。

○廃棄物の野外焼却は原則禁止です

廃棄物を野外で焼却することは、原則、法律で禁止されています。

○野外焼却の禁止には例外規定があります

次の場合は法律に定められた例外として、野外焼却が認められています。

- ① 国等公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
- ② 災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
- ③ 風俗習慣、または宗教上の行事を行うもの
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ⑤ たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの

○周辺の生活環境への配慮が必要です

例外とされた行為であっても、むやみに燃やしてよいということではありません。気象条件や時間帯、焼却量によっては、大量に発生する煙や臭いが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。**（※住宅や交通量の多い道路に近いところでは特に注意が必要です。）**

例外として認められた野外焼却をする際には、次の点を参考にして、周辺の生活環境に十分配慮したうえで行ってください。

- ・草はよく乾燥させて、少量ずつ燃やしてください。
- ・できるだけ風のない日を選んでください。
- ・時間帯に配慮してください、
- ・野外焼却以外に適切な方法がとれる場合は、できる限り、周辺環境との調和が図られる方法を優先してください。



○警察から注意喚起がありました

農業に関する田畑内における焼却（野焼き）であっても、消火水の準備、風向き等の考慮、その場を離れない等の防火上の注意・管理責任を怠った場合は、『相当な注意をしないで火をたいた』として、軽犯罪法違反の火気乱用の刑責を問われる可能性があります。

十分に注意して頂くと共に、事前に野焼きの実施日時が計画できる場合は、猪名川町消防本部への事前届け出を実施するなどの配慮をお願いします。

【問い合わせ先】 役場農業環境課環境衛生担当

Tel 766-8709